

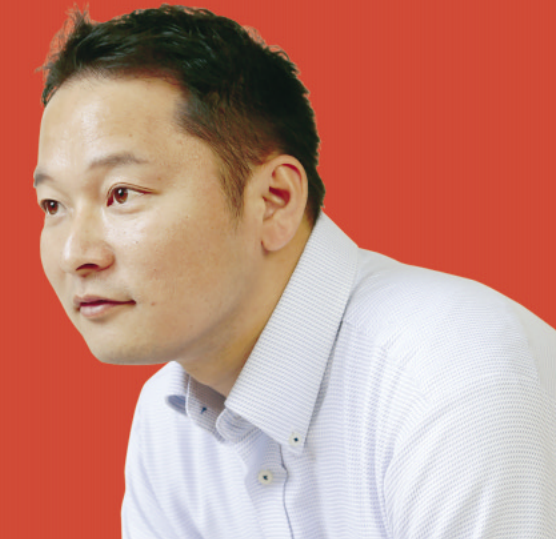
佐藤 一直

いっちょく

農林水産委員会(委員長)
少子化・次世代育成対策特別委員会

〒730-8509 広島市中区基町10-52 広島県議会「広志会」控室
[TEL]082-513-4620 [FAX]082-223-0185

広志会 議員	会長 城戸常太 [呉市] 総務委員会 地域魅力向上対策特別委員会	砂原克規 [広島市西区] 生活福祉保健委員会 安心な環境づくり対策特別委員会	井原 修 [東広島市] 建設委員会 地方創生・行財政対策特別委員会	宮本新八 [山県郡] 文教委員会 広域・国際観光振興対策特別委員会
------------------	--	--	---	---



あいまいな海外調査に反対を

海外視察よりも県内視察!
広島県議会では、各議員は4年に1回、90万円以内で海外調査をすることが出来ます。

ただ、これは本会議で採決をし、過半数が賛成した場合が基本です。それなのにも関わらず、最近では、採決することなく、議長判断のみで許可されるものが多くなっています。本来ならば、それは緊急を要する場合のみだと県議会規則ではなっています。

そこで、会派として、議長に対して、海外調査に行く場合は必ず採決にかけさせるようにと要望を出しました。それと共に、詳しい行程資料も提出させることも要望しました。日時と場所程度の資料だと、それが本当に有意義な調査になるのか判断ができません。

それにも関わらず、6月定例会では、詳細な調査内容が書かれていない海外調査が採決にかけられたので、我が会派は反対しました。判断しようのない内容でしたから、県民の皆さんに堂々と説明できる内容のも

のでなければ、海外調査に行く必要はありません。

5月に我々の会派は、北広島町と安芸太田町の問題を調査しに役場や議会を訪問しました。海外よりも県内ですね!



常任委員会報告

今年度は、農林水産委員会の委員長になりましたので、県内調査の調査地を委員長として選定しました。

広島市漁協江波支所、北広島町の可愛川漁協、安芸高田市のイオンアグリの大規模キャベツ農場、庄原市の新たな林業資源・コウヨウザン林、神石高原町の和牛繁殖牧場とトマト団地、JA福山市のぶどう園。過去の調査では、県内の先進的な取り組みを選定してばかりだったので、今回はむしろ問題を抱えているところを中心に、現場の苦しい声を聞きたいと思い、組んでみました。

これらを今後の委員会審査に活用していきたいと思えます。

変わりゆく介護保険制度

2000年4月より始まった介護保険制度も16年目。3年ごとの見直しで、昨年4月より新制度が開始されました。

団塊の世代が65歳以上の高齢者人口に達したので高齢化率は4分の1となったのですが、15年後には65歳以上の人が人口の3分の1を超える、未曾有の超高齢化社会「大介護時代」を迎えます。

利用者の負担増、特養の入居制限などが変わります。

2015年度の介護保険制度の見直しでは、一定以上の所得のある層の負担が引き上げられ、低所得者層の負担軽減が拡大されたというイメージですが、顔面通りに受け取れない部分も大きく変更されています。

確かに、昨年8月より介護保険の利用者負担は一律一割、たつものが、単身で280万円、夫婦で359万円以上の一定以上所得のある人は2割負担に変わりました。また、単身



広島市漁協江波支所での意見聴取

国への地方議員の厚生年金への加入を求める意見書に反対しました。

この意見書は、要するに、無投票が多いので、サラリーマンが議員に立候補しやすいように、地方議員を厚生年金に加入させて下さい!というものです。: どうやら、議員のなり手不足、無投票区の増加は、議員年金が無くなったためだと思っているようです。議員年金がなくなつたから、その代わりに厚生年金に加入させてしまおうと?

以前、議員年金の廃止に動いた私としては、今回の件について違和感だらけで、厚生年金



城戸会長を囲み、左から宮本・砂原・井原・佐藤の各県議

で1千万円超、夫婦で2千万円超の資産がある人は特養補助が打ち切りとなりました。

この度の改正で、あまりに待機者が多いことから、特養に入居できるのは、基本的に「要介護3」以上と決まり、さらに軽度要介護者向けサービスは市町に移管しました。介護保険サービスは本来、要介護者向けの「介護給付」と要支援者向けの「予防給付」があります。予防給付は国が管理するもので、これが市町に移管されれば全国一律であった基準がなくなり、地域

に加入したいのなら、地方議員の身分を現在の「非常勤」の立場から、「常勤」へ変えてしまえば、職員と同じ身分になるので、自動的に厚生年金に加入するのでそうすればいいだけだと思います。(2015年10月1日から公務員も厚生年金に一元化されました) その代わりに、常勤になれば、ずっと議会にいななければいけません。別の仕事や選挙活動は、することは出来ません。それが難しいから、非常勤のまま厚生年金に加入できないのです。

我々、地方議員は、自営業者と同じ身分です。自営業者も厚生年金には加入できません。もし、地方議員を加入させたいのなら、その他の自営業者も同様に加入させるべきです。それをしないので、地方議員だけ加入させるのは違うと思います。よって、反対しました!

ダメなものダメ!厚生年金に入りたくても入れない方々がたくさんいるのに、議員だけ優先的に加入させようとするなんて。

これまでの広報誌でも提案してましたが、これは議員の定数・報酬と共に、議員の身分が常勤か非常勤かを含めて、議論すべきことだと思います。

によりサービス格差や利用料格差が生じてくるのが考えられます。

行政は「介護不要の健康体」と、スポーツや運動に取り組むよう促し在宅介護を勧めますが、体(健康)には個人差があり、介護にも家庭の事情があつて余りに無策です。

「複数介護のいる家族を抱えており、この改正は今後どのように生活を送ればいいのかですか。他の兄弟の協力も得られない現在、一家心中でもしろというのでしょか。介護費も底をつき、この先いつまで生きるのか。私の方が先にまいます。」という切実な声がネット上に共感を呼んでいます。

こうした現実には、しかも段々悪化している介護環境に、国だけの取り組みでは未来はありません。「住んでみたい、暮らしてみたい広島県」の実現は、介護者と介護家族、介護施設も含んだ、希望ある広島県独自の試案を早急に進めたい、真剣に取り組んでいます。